



狩公だより

令和3年7月15日
狩川地区集落支援員
坂本慶治

狩川公民館のコミセン移行・指定管理者制度導入に伴い、広く地域住民の皆様へ情報を伝えるために『狩公だより』を発行することになりました。できるだけ早く、分かり易くをモットーに紙面づくりに努めますので、ご愛読よろしくお願いたします。

6/12(土)午後7時～ 第1回 準備委員会スタート!



▲ 指定管理者制度を説明する清野主査



▲ 真剣に聴講する準備委員

狩川公民館広報紙・第27号に記載のように、地域運営組織の設立総会に向けた第1回準備委員会が開催されました。

経過説明の後、佐藤企画情報課長、鶴巻社会教育課長、渡部立川総合支所長から挨拶があり、運営組織設立への期待が示され活発な意見交換がありました。

◎ 準備委員会 案内者名簿(コアメンバー)

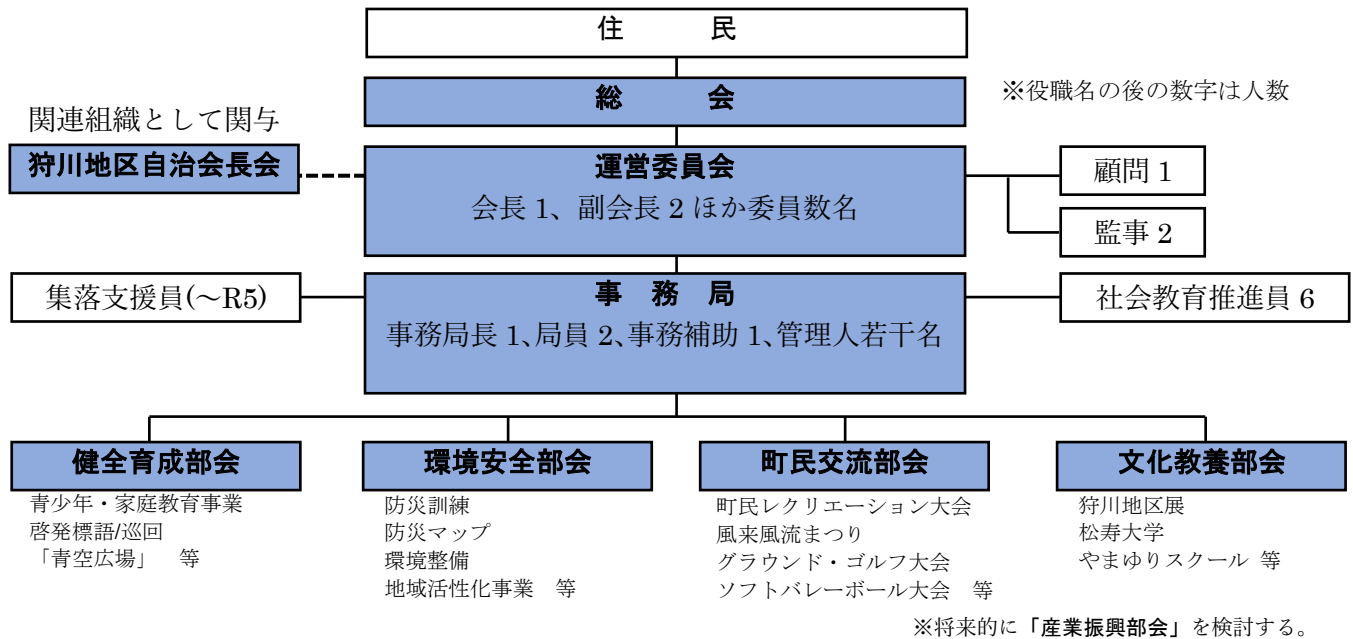
氏名(集落名)	備考
○ 石川 俊一(上幅)	地域づくり会議 会長
○ 鶴巻 文臣(今岡)	部公連 会長
○ 安藤 一雄(下幅)	自治会長会 会長
佐藤 均(貫地目)	自治会長会 理事
佐藤 一(馬場)	自治会長会 理事
石川 久(今岡)	自治会長会 監事
柏倉 徳夫(西興野)	地域づくり会議 役員
土門 敦(吹払)	地域づくり会議 役員
本間 紀子(三ヶ沢)	地域づくり会議 役員
小野 一晴(桑田)	地域づくり会議 役員
齋藤 秀紀(吹払)	地域づくり会議 役員
加藤 武好(東本町)	地域づくり会議 役員
石川 洋一(千本杉)	社会教育推進員
長南 忠(上幅)	社会教育推進員
渡部 二三(西興野)	社会教育推進員
阿良 直美(出川原)	社会教育推進員
阿部 桂(添津)	社会教育推進員
太田 忠春(馬場)	社会教育推進員
小野寺 良(囀町)	部公連 幹事
原田 浩之(貫地目)	部公連 幹事
阿部多加志(吹払)	部公連 幹事
早坂 桂(荒鍋)	青少年育成 副会長
志田 啓子(上幅)	公募委員
田澤 縁(東興野)	公募委員
石川 伸(上幅)	公募委員
○ 石川 精一(今岡)	狩川公民館 館長
○ 秋庭 亮一(松陽)	狩川公民館 係長
○ 坂本 慶治(東本町)	青少年育成 会長

◎ 地域運営組織関係のスケジュール

年月日	内容
令和3年 4/27(火)	第1回コアメンバー会議(6名) ・各集落の状況 ・準備委員会
5/14(金)	館報発行……委員の公募
5/29(土)	自治会長会(臨時総会) ・会則の制定 ・集落情報の集約 ・研修……狩公のコミセン化
6/8(土)	第2回コアメンバー会議 ・集落の現況調査(中間報告) ・運営組織図、会則の検討 ・準備委員会の持ち方
6/12(土)	第1回準備委員会(21名) ・経過説明 ・各課長等挨拶 ・地域運営組織について ・研修……指定管理者制度導入
7/6(火)	第2回コアメンバー会議 ・各部の構成員、活動内容等 ・『狩公だより』の発行、その他
7/10(土)	第2回準備委員会 ・運営組織会則の制定 ・各部の構成員、活動内容等
9月初旬	第3回コアメンバー会議
9月中旬	第3回準備委員会
10月初旬	第4回コアメンバー会議
10月中下旬	設立総会の開催 申請書提出、町との協議スタート
11月	各種規約作成、運営委員会協議
12月	包括協定(基本協定)の締結
令和4年 1月以降	運営委員会の体制整備、統合組織解散 ・事務職員選考 ・事業調整など

コミセン化後の地域運営組織の組織図(案)

これまでの狩川地区地域づくり会議、部落公民館連絡協議会、青少年育成町民会議の3団体を組織再編し、新しく地域運営組織を設立します。各部会において事業運営を行います。



Q&A コミセン化・指定管理者制度とは？（町の基本方針より）

- Q 狩川公民館は、以前はコミセンでしたね。公民館とコミュニティセンター(コミセン)の違いは何ですか？
A 公民館は社会教育施設で、社会教育法により営利活動等の制限を受けますが、コミセンはコミュニティ施設で、そのような制限を受けないため、より使いやすい施設になります。
- Q コミセンになると社会教育施設でなくなりますが、これまで行ってきた公民館活動はどうなりますか？
A 公民館が果たしてきた社会教育や生涯学習の諸活動を地域づくり活動と捉え、コミセンでは、これまでの公民館活動に加え、地域の賛同と協力を得ながら、多方面での地域づくり活動を推進していきます。
- Q 指定管理者制度とは？
A それまで地方公共団体が管理・運営してきた施設を、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。
- Q 来年度から公民館をコミセンに移行し、併せて指定管理者制度を導入する理由とは？
A 少子高齢化と人口減少が進んでいく中で地域課題も多様化しています。公民館をコミセン化し、併せて地域で設立する組織(地域運営組織)がコミセンの指定管理者として管理・運営を行うことで、その地域の住民が自らの知恵と力で地域課題を解決していこうという〈まちづくり活動〉を実践するための拠点施設になれると考えたからです。
- Q コミセンの指定管理者として地域運営組織が担う場合、財源はどうなりますか？
A 現在の公民館の維持管理や諸事業ができるように、町から必要な財源が支払われますし、施設使用料や将来的には営利事業による収益も見込めます。
- Q コミセンになると、施設使用料は変わりませんか？
A 減免措置も含めて、現在の取り扱いが維持されます。
- Q 指定管理者制度を導入するメリット・デメリットはどんなことがありますか？
A メリットとして、地域住民による管理・運営により多様化する住民ニーズに応えやすくなり、新たな企画等で従来の地方公共団体にはないサービス提供も期待でき、協働のまちづくりと住民自治の実現に貢献できるものと考えます。デメリットとして、指定管理者が公の施設を運営するため、町との関わりが希薄になる心配があるので、町が主体的に地域と町、あるいは地域間をつなぐ機会を設けていきます。